Ⅳ　施策の推進方針と展開方向

1　クリーン農業への理解の促進

推進方針

環境との調和に配慮し、持続可能な農業・農村を支えるクリーン農業に取り組む重要性を農業者に啓発するとともに、クリーン農業による温室効果ガスの発生抑制や生物多様性保全の効果などを、広く消費者や流通・販売事業者に発信して理解を促進します。

目 標 指 標	現　在 令和元年度（2019年度）	目　標 令和6年度（2024年度）
北海道クリーン農業サポーター数	－	3，000名

展　　開　　方　　向

- 農業者や流通・販売事業者、消費者に対するSDGsなどを背景としたクリーン農業の重要性の啓発
- 消費者に対する農業体験、出前講座、農業者との交流など、親しみやすい方法での理解の促進
- 北海道クリーン農業サポーター制度の創設

クリーン農業技術の導入による温室効果ガス排出量の推計結果（水稲）

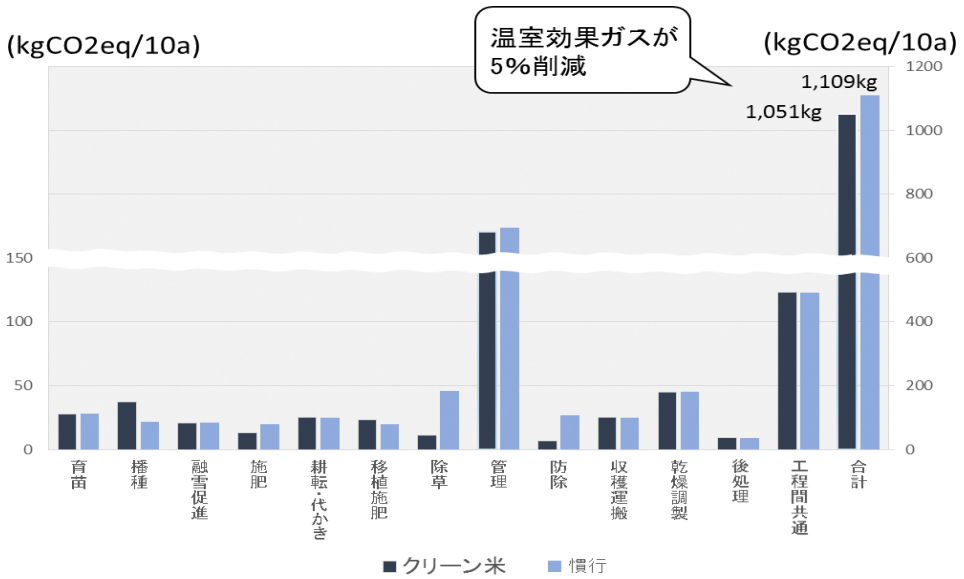

資料：北海道立総合研究機構「生産・流通・消費から見たクリーン農業の総合評価」（H30）

2　クリーン農業技術の開発と普及

推進方針

有機農業を含むクリーン農業の一層の普及・拡大を図るため、北海道立総合研究機構と連携しながら、新たな課題等に対応し、地域の条件に即し安定したクリーン農産物の生産に向けた農業技術の開発と普及を推進します。

目 標 指 標	現　在 平成27年度（2015年度）	目　標 令和6年度（2024年度）
環境保全型農業の取組農家の割合	51%	80%

展　　開　　方　　向

■ クリーン農業技術の開発
- 新規・特異発生病害虫対策など、安定したクリーン農業技術の開発と再構築
- 総合的病害虫・雑草管理（ＩＰＭ）技術などによる化学合成農薬の使用の削減
- センシング技術の活用などによる土壌診断や栄養診断の高度化による化学肥料の削減
- 高齢化や大規模化に対応する省力化などＩＣＴ・ＡＩ等の先端技術を活用した技術の開発
- 収量・品質を維持する安定した有機農業や高度クリーン農業技術の開発

■ クリーン農業技術の普及
- 作物別研修会など農業者間の情報交換の促進
- 現地実証や栽培基準づくりへの支援
- 環境保全型農業直接支払交付金などの活用
- 「北海道施肥ガイド（平成27年12月策定）」等の改定と活用
- 農地の排水性改善や土層改良等の農業生産基盤の整備

土壌診断による適正な施肥対応

クリーン農業では、堆肥等の有機物を適正に施用することで土壌の肥沃度を総合的に高めることができるため、土壌診断の実施により、土壌の養分状態に応じた作物の生育に必要な施肥による養分供給を行うことによって、次の効果につながります。

① 環境負荷の低減
② 農産物の品質向上
③ 生産コストの低減

■ 作物への養分供給と収量、環境負荷、品質の関係

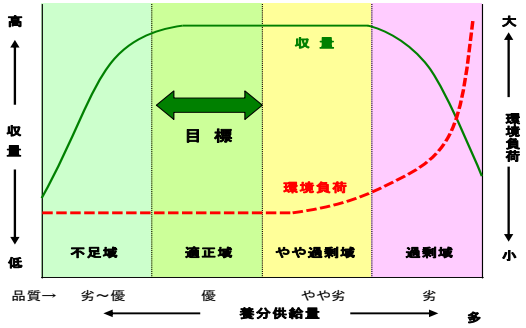

3　YES!clean農産物の拡大

推進方針

北海道のクリーン農業を牽引する「YES!clean表示制度」により、クリーンな道産農産物への一層の理解と信頼を得るとともに、クリーン農業に取り組む産地を拡大し、YES!clean農産物の拡大を推進します。

目 標 指 標	現　在 平成30年度（2018年度）	目　標 令和6年度（2024年度）
YES!clean作付面積	17，734ha	20，000ha

展　開　方　向

- 農業者への制度普及や技術支援による登録集団の増加
- 登録集団間の交流や普及センターの指導による安定生産の推進
- 消費者に対する出前講座や農業者との交流、農業体験などＰＲの推進や学校給食への利用促進、食育活動の推進
- 流通・販売事業者への情報提供による安定した販路拡大の推進
- 食品加工業者へのマーケティングやＰＲによるYES!cleanマーク表示加工食品の拡大

YES!clean登録生産集団数と作付面積の推移

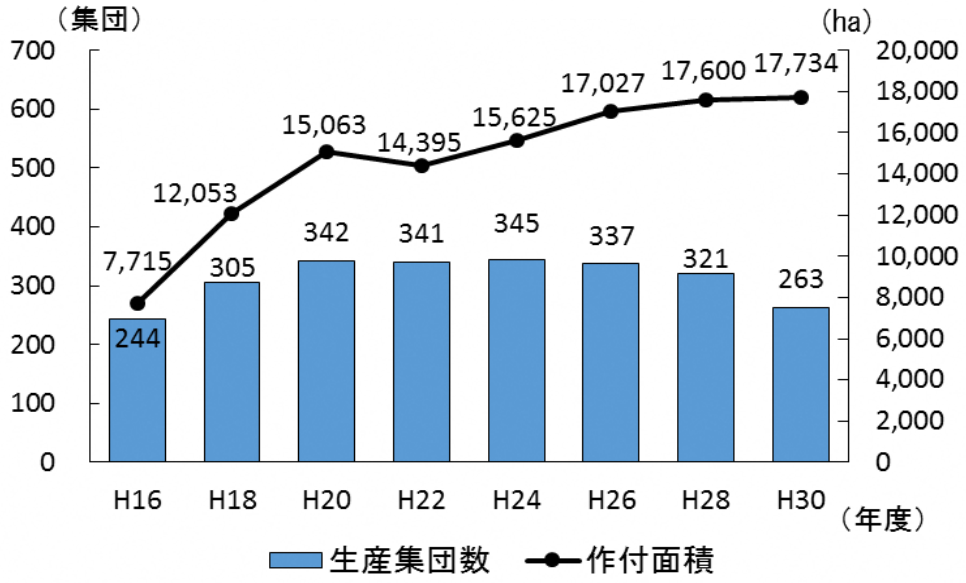

資料：北海道クリーン農業推進協議会

北のクリーン農産物（YES!clean）表示制度の概要

YES!clean表示制度とは

「北海道クリーン農業推進協議会」が定める「北のクリーン農産物表示要領」に基づき、北海道内で生産された農産物を対象に、農産物ごとに定められた化学肥料・化学合成農薬の使用の削減など一定の基準を満たした生産集団が生産・出荷する農産物にYES!cleanマークを表示し、併せて化学肥料の使用量や化学合成農薬の成分使用回数などの栽培情報を消費者へ知らせる北海道独自の制度。平成12年度(2000年度)からスタートしています。

YES!clean表示制度の主な登録基準

種　苗	○	遺伝子組換えのものを使用しないこと。
土壌診断	○	定期的な土壌診断を実施し、診断結果に基づき、堆肥や化学肥料等を含めた肥料用量の総量（総窒素施用量）の上限値を設定。
肥　料	○	堆肥などの有機物の施用基準を設定し、土づくりを基本。
	○	化学肥料(窒素成分）施用量の上限値を設定。
農　薬	○	化学合成農薬の有効成分使用回数の設定。
そ の 他	○	水稲は有人航空防除をしないこと。
	○	ばれいしょは、茎葉枯凋剤を使用しないこと。

<YES!cleanマーク>

北海道安心ラベル

生産集団名 □□□□□□□□□□□
代表者名(任意) □□□□□□□□□
登録番号　第□□□□□□□□号
連絡先 □□□□□□□□□□□
住所 □□□□□□□□□□□
電話番号 □□□□□□□□□
化学肥料使用量(窒素成分/10a) ○kg以下
慣行レベルとの比較　○割以上減
化学合成農薬成分使用回数　○回以下
慣行レベルとの比較　○割以上減
集団URL等(任意)

北海道クリーン農業推進協議会

■ 設　立:平成3年8月

■ 構　成:19機関・団体

北海道農業協同組合中央会
北海道信用農業協同組合連合会
ホクレン農業協同組合連合会
北海道厚生農業協同組合連合会
全国共済農業協同組合連合会北海道本部
北海道農業共済組合連合会
北海道家畜畜産物衛生指導協会
北海道有機農業研究協議会
北海道経済連合会
北海道市場協会
北海道スーパーマーケット協会
北海道食品産業協議会
日本フードサービス協会
北海道消費者協会
北海道生活協同組合連合会
(地独)北海道立総合研究機構農業研究本部
北海道市長会
北海道町村会
北海道農政部

■ 事務局:北海道農業協同組合中央会

■ 主な事業

・クリーン農業の推進対策の検討及び実施
・クリーン農業に関する広報及び情報の収集提供
・クリーン農業に関する各機関・団体との連絡調整
・YES!clean表示制度運営・審査　等

■ 北海道クリーン農業推進協議会のホームページでは、クリーン農業の最新情報をお知らせしています。
また、YES!clean生産集団の栽培情報など詳細な登録内容を検索することができます。

http://www.yesclean.jp/

4　有機農業の拡大

推進方針

有機農業への参入・転換の増加や経営の安定的な継続、有機農産物等に対する理解の醸成や販路の確保等により有機農業の拡大を推進します。

目標指標	現在 平成29年度（2017年度）	目標 令和6年度（2024年度）
有機農業取組面積	4，064ha	6，500ha

展開方向

- 実践的な情報提供などによる慣行農法からの転換や新規参入、定着の促進
- 有機農業者を積極的に受け入れ、活かそうとする地域との連携や、６次産業化や食育の取組の促進
- ネットワーク活動や全道的交流会など地域を越えた交流の促進
- 安定的な販路確保のため、流通・販売事業者へのマーケティングに基づくマッチングの促進
- ＰＲ販売や農作業体験など、消費者の理解の醸成

有機ＪＡＳ認証農業者数及び面積の推移

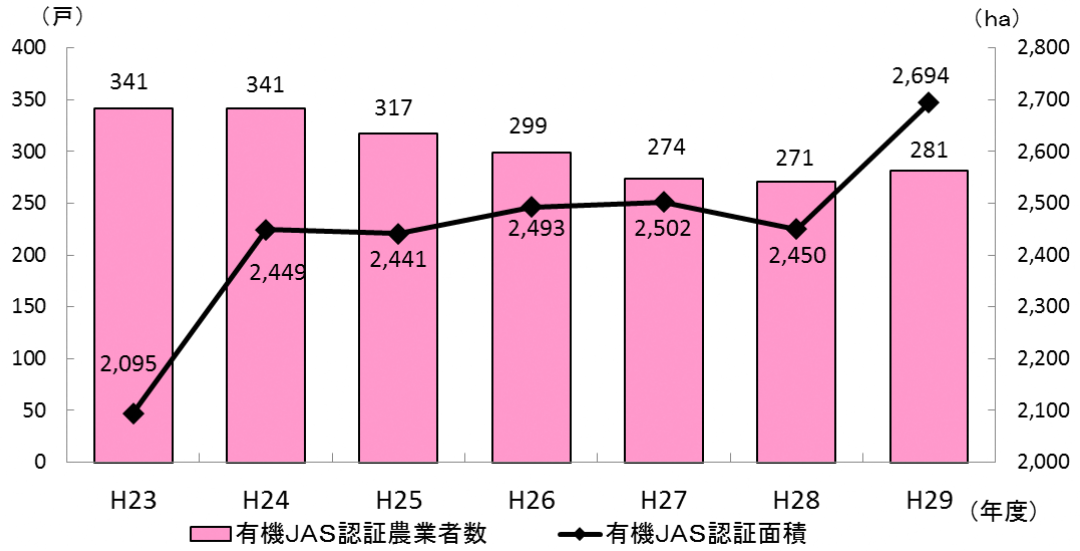

資料：農林水産省

5　国際水準GAPの推進

推進方針

環境との調和など、持続的な社会づくりに貢献するクリーン農業の取組拡大に向け、生産段階における国際水準ＧＡＰを推進します。

目 標 指 標	現 在 平成30年度（2018年度）	目 標 令和6年度（2024年度）
国際水準GAP認証取得数 （JGAP及びASIAGAP）	234農場	390農場

展　開　方　向

- 国際水準ＧＡＰ導入の効果などを農業者に周知することによる導入に向けた気運の醸成
- 地域の実情を踏まえたＧＡＰ導入促進に向けた支援体制の整備
- 国際水準ＧＡＰの拡大に向けた産地指導の充実のため、指導者のレベルアップの促進

国内における様々なGAP

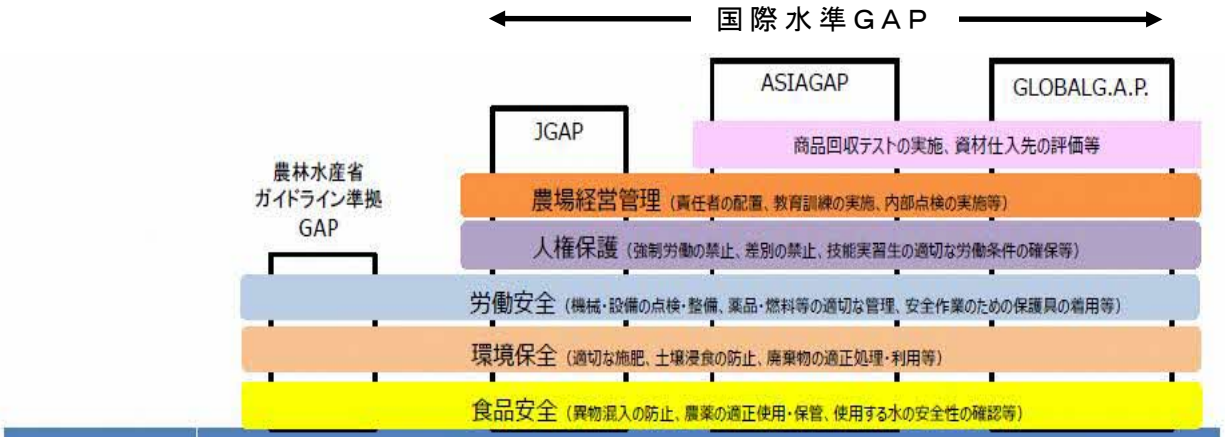

	「GAPをする」	「GAP認証をとる」		
	農林水産省ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ準拠GAP	JGAP	ASIAGAP	GLOBALG.A.P.
運営主体		一般財団法人日本GAP協会		FoodPLUSGmbH（ドイツ）

資料：農林水産省

北海道クリーン農業推進計画（第７期）[概要版]

発　行　令和２年(2020年)３月
発行者　北海道農政部食の安全推進局食品政策課
〒060-8588　札幌市中央区北３条西６丁目
ＴＥＬ　０１１－２３１－４１１１（内線２７－６９６）
　　０１１－２０４－５４３１（直通）
ＦＡＸ　０１１－２３２－７３３４